

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成26年7月24日（諮問第120号）

答申日：平成27年3月10日（答申第80号）

事件名：道路補修工事に至った経緯を記載した書面の不存による非公開決定
処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、道路補修工事に至った経緯を記載した書面（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成26年6月26日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書について公開請求を行った。

平成19年12月20日付け收受印がある工事完成届「工事名：県単道路補修工事 G606-94」並びに平成21年10月5日付け收受印のある工事完成届「工事名：G606、県単道路補修工事（側溝整備）」の「支出負担行為伺」或いは「支出負担行為及び契約締結変更伺」書面とその理由欄が記載されている書面。

尚理由欄が別紙の場合はその別紙、更に工事に至った経緯を記載した書面。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成26年7月8日、条例第10条第1項の規定に基づき、行政文書公開請求書に記載された2件の工事に係る支出負担行為伺、契約締結変更伺及び変更理由書については全部公開決定処分を、当該2件の工事に係る工事に至った経緯を記載した書面については不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年7月9日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 支出負担行為伺の作成とこれに基づく支払いには必ず理由があるはずであるが、この工事を行う必要性がわかる書面（理由）が提示されていない。

県では、建物の窓ガラスが破損した場合の修繕でも文書に理由が記載されるはずであり、仮に不存在であれば支出負担行為伺はできないと思われる。

したがって、公開しない理由として「公開請求に係る行政文書を保有していないため。」というのは虚偽であり、該当文書を隠匿しているものと思われる。

さらに、支出負担行為伺には、「工事起工の事由を記載した設計書の鑑と設計書」なるものが必ず存在しなければならないが、その文書すら公開がなされていないので、早急に公開すべきである。

- (2) 税金を使うためにはその正当な理由がなければならないし、文書の名称は不知であるが、工事が必要となる理由を記載した文書が作成され、その必要な工事の方法や予算等が上申され、決定者が承認することで工事を行い、工事代金の支払いをすることができると思う。

実施機関の非公開理由説明書では、小規模工事の検討は一般的には口頭で行われるものであり、1億円を超える工事については文書が存在しているが、仮にその通りだとすると、1億円を下回る工事については、そのほとんどが口頭で行われていることになり、ましてや数百万円程度の工事は地域振興局の勝手な判断で行うことが常態化していると受け取れる。

小さい金額の工事は相当数行われていると思われるが、そのほとんどが発注公所内での検討が口頭で済むのであれば、公所内職員の個人的、恣意的な工事も何の証拠も残さずに簡単にできることとなり、由々しき問題であると考えられる。

そこで、県で工事をする場合は、詳しく定められた手順と仕様書類が定められているはずであるため、県が一工事あたり100万円以上500万円までの道路補修工事を行う場合、規則若しくは内規で定められ、また定

められていなくても業務上必要・便利・かつ慣例等で関係部署で作成している必要書類一覧・書面の名称とひな形の提出と、今回の情報公開の請求をした工事の必要性を記した書面の公開を求めるものである。

- (3) 異議申立人が所有している果樹園が道路に面しており、その果樹園に道路から雨水が流入するため側溝の工事をしてもらったが、不備があったため、工事をやり直してもらい完成した。しかし、完成後に工事をした理由を聞いたところ、道路にとって必要であったため工事をしたのであり、果樹園に雨水が流入することとは関係はないという説明だった。さらに、異議申立人からの苦情があったため工事をしたという話があったが、個人の苦情に対応するという理由だけで県費を支出することはあり得ないと思っている。工事の総額は500万円にもなり、その県費を意味のない苦情を理由として支出するのはおかしいと思うことと、工事をしなければならなかった理由があるはずだということで公開請求をしたところである。

公開請求に対しては、異議申立人からの苦情を受けた際の苦情処理票や施工業者の作成した書類などが公開されたが、その文書の中には実施機関の内部で回覧したようなものはなく、単に異議申立人から苦情があり、現場で立ち会い、工事をすることにしたというものであり、それだけを見れば異議申立人の苦情によって工事をしたことになる。しかし、完成後の側溝の形状は特殊なものであるため、工事をした元々の理由は何だったのかという文書もなく工事が始まることはないと思うし、県には県の独自の判断があって工事をするのだと思う。

同じ支出負担行為何でも、工事の変更の場合には「別紙変更理由書のとおり」と記載されているものもあるため、工事をする理由を記載する欄が必ずあるはずであり、この別紙があることから、理由欄がない支出負担行為何はあり得ないと思う。

また、実施機関の非公開理由説明書によれば、1億円以下であれば職員

の家の前だけを工事することも可能になる。異議申立人は民間企業で働いていたが、稟議書に理由を書いて予算を付けてもらい、工事して支払うことになっていたが、県だけが別のやり方をしているなどということは考えにくい。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

(1) 工事の起工は次の手続により行われる。

- ①設計書の起案（設計図の作成、工事費の見積もり等）
- ②上記設計書に基づいた支出負担行為何
- ③工事の発注公告
- ④入札・契約

異議申立人によれば、①若しくは②の段階で「工事起工の事由を記載した設計書の鑑と設計書」が存在するはずであるとしている。

しかし、秋田県では①の設計書の起案において、起工の事由を記載した書面ではなく、設計書内の積算書並びに特記仕様書及び設計図面等の内容を審査し起工の可否について決裁しており、異議申立人が請求するような行政文書は存在しない。

また、設計書の起案前に行われる工事の必要性や工法等についての発注公所内での検討は、一般的に口頭により行われることから、検討の過程が文書として保存される例は少なく、今回公開請求のあった工事についても同様に文書は残されていない。

そのため、今回の公開請求に対しては「不存在」として取り扱わざるを得ないものとする。

なお、県では、道路バイパスや河川改修等の総事業費が1億円を超える大規模な公共事業の着手の可否については、第三者委員会（公共事業評価専門委員会）による「公共事業箇所評価」に諮問し、その判断に従っているが、それ以外の小規模事業の起工等についての判断は地域振興局の裁量となっている。

(2) 県における道路の維持補修などの小規模な工事の起工までの基本的な手順として、始めに公所内で工事着手の理由や必要性を検討することとなるが、これは一般的に工事担当者と監督者である上司が地元からの要請や道路巡回日誌などを基にして行っており、その際、どのような事業で工事を実施するかも併せて検討する。仮に、地元からの苦情等があった場合には、必ず職員が苦情を申し立てた方と一緒に現地立ち会いをし、必要性等をその場で判断していく。次に、公所内での検討結果を基に担当者が起工設計書を起案することとなるが、その際に改めて工事着手の可否について公所内でチェックし、決裁を受けることになる。この起案において、決裁者は設計図書内の積算書、特記仕様書、設計図等の内容を審査し、担当者から工事の内容等の説明を受けたうえで工事の必要性及び工事内容の妥当性を判断することになる。県では、このようなプロセスを踏みながら公所内で工事の必要性や内容が共有されることになるため、工事の端緒となる地元からの要請書や道路巡回日誌などの間接的な文書が存在する場合があるが、異議申立人が主張するような工事に至った経緯を記載した直接的な文書は存在しない。

設計書の鑑には起工理由欄があるが、通常は、この欄には異議申立人が主張するような工事に至った具体的な経緯などは記載されない。

なお、公開請求書に記載された工事については、異議申立人からの要請があり、異議申立人とともに現地立ち会いをして工事の必要性があったものと判断したところであり、異議申立人から以前にも同様の公開請求があ

った際には、工事着手の端緒となった異議申立人からの苦情を処理した際の文書や工事打合簿、道路巡回日誌を公開しているところである。

また、工事を実施する際には、支出負担行為伺、契約締結伺、入札及び契約という流れの中で、公所内において設計図書等を回覧してその都度決裁を受ける手続きを経ているため、異議申立人が主張するところの個人的、恣意的な発注を行うことは不可能である。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成26年 8月 1日 諮問の受付
- (2) 同 年 8月15日 実施機関から非公開理由説明書を収受
- (3) 同 年10月15日 異議申立人から意見書を収受
- (4) 同 年12月10日 審議
- (5) 平成27年 1月15日 異議申立人が意見陳述
- (6) 同 年 1月28日 実施機関が意見陳述
- (7) 同 年 2月24日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、2件の道路補修工事（以下「本件工事」という。）を行うに至った理由を記載した文書であり、実施機関は当該行政文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の存否について

異議申立人は、個人の苦情を理由として県費を支出することはあり得ず、苦情とは別に、県で工事を行うと判断した理由が存在し、その理由が記載された設計書の鑑と設計書が必ず存在するはずである旨主張する。

この点について検討すると、維持補修などの小規模工事では、地元の要請等を基に工事の必要性や工法等を公所内で検討するが、それは一般的に口頭で行われるため、検討の過程が文書として保存される例は少なく、本件工事についても異議申立人が主張するような工事に至った具体的な経緯を直接記載した行政文書は残されていないという実施機関の主張に不自然な点は認められない。また、公所内での検討ののちに起案される設計書の鑑には起工理由欄が存在するが、起工理由欄には異議申立人が主張するような工事に至った具体的な経緯などは通常は記載されず、当審査会において見分したところ、本件工事に係る設計書の鑑の起工理由欄にもそのような記載は無いことが認められた。

以上のことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士